

衆議院外務委員会（平成 21 年 6 月 17 日）質問要旨

衆議院議員 武正公一

（答弁者 外務大臣）

- 1、 両投資協定にある「自国の法令に従い、腐敗行為を防止する」という
条文について
ア、ウズベキスタン、ペルーにはあるが 以前カンボジアにあってベトナムにはなかったのはなぜか
イ、カンボジアの投資協定にある同条文による抑制効果は カンボジアの国内法令は？
ウ、ウズベキスタン、ペルーの国内法令は？
エ、過去署名した EPA/FTA、租税条約、投資協定に腐敗防止条項はどの程度盛り込まれているか？
- 2、 両投資協定により両国の豊かな鉱物資源の獲得に本協定を政府、民間企業などどのように活用して行こうと考えているか？JICA はどうか？
- 3、 JAIDO について
ア、ウズベキスタン投融資事業（絹紡績）について
イ、ペルー投融資（水産加工）事業について
ウ、タイ・ハイテクスクウェア事業の清算について
- 4、 北朝鮮国連決議について

5 主な二国間投資協定及び経済連携協定（投資章）の主要構成要素比較

		日本の従来型二 国間投資協定	日・ベトナム 投資協定 2004.12 発効	日・カンボジア 投資協定 2008.7 月発効	日・ウズベキス タン投資協定 2008.8 署名	日・ベルギー 投資協定 2008.11 署名	日・タイ EPA（投資章） 2007.11 発効
外資参入規制への規律	投資許可段階の内国民待遇	×	○	○	○	○	△
	投資許可段階の最恵国待遇	○ (航空機登録、船舶取得例外あり)	○ (FTA例外あり(注2))	○	○	○	×
	パフォーマンス要求禁止(注1)	×	○	○	○	○	△
	留保表の有無(ネガティブリスト)	×	○	○	○	○	×
投資の円滑化	透明性(法令公表)	×	○	○	○	○	●
	パブリックコメント努力規定	×	×	○	○	○	●
	汚職防止努力義務	×	×	○	○	○	●
投資財産の保護	投資後の内国民待遇	○	○	○	○	○	○
	投資後の最恵国待遇	○ (航空機登録、船舶取得例外あり)	○ (FTA例外あり(注2))	○	○	○	○ (FTA例外あり(注2))
	公正衡平待遇	○	○	○	○	○	○
	国が投資家になした約束の遵守義務	×	×	○	○	○	×
	収用と補償	○	○	○	○	○	○
	騒乱からの保護	○	○	○	○	○	○
	送金の自由	○	○	○	○	○	○
	請求権代位	○	○	○	○	○	○
	紛争処理(投資家対国)	○	○	○	○	○	△
	紛争処理(国対国)	○	○	○	○	○	●
合同委員会	△	○	○	○	○	○ (投資協定章に規定あり)	●

○：協定で規定されている要素、×：協定で規定のない要素、●：他の章で規定されている要素
△：協定で条件が付いて規定されている要素

注1：投資を阻害する効果を有する特定措置の履行要求（いわゆる「パフォーマンス要求」。例：現地調達要求、技術移転要求等）の禁止

注2：他の自由貿易協定（FTA）など経済統合のための協定に基づいて与えている待遇を例外とすること。

（経済産業省資料を基に作成）

出所：衆院外務調査室作成資料

JAIDO出資・融資案件一覧表

平成21年6月
独立行政法人国際協力機構

(単位:百万円)

年度(平成)	国	案件名	出資額	融資額	キャピタルゲイン・ロス・減損・貸倒償却額・評価差額・配当累計等
1	マレーシア	コンテナ製造	64		0
1	インドネシア	ジャカルタ工業団地	159		51
1	フィリピン	パイナップル農園	125		-38
1	インドネシア	ニット編立	4		-4
1	インドネシア	ニット染色	25		-24
1	フィリピン	マニラ近郊工業団地	69		93
1	メキシコ	ワールドトレードセンター	134		-18
2	ベネズエラ	自動車組立製造	341		-256
2	ブータン	フェロシリコン	71		-25
2	中国	ソフトエンジニア	459		-431
2	インド	ソフトエンジニア	150		-150
2	インドネシア	飼缶詰	105		29
3	ハンガリー	グラスウール製造	127		182
3	タイ	ハイテクスクエア	866	604	-1,470
3	セネガル	リゾートホテル	172		-172
3	インドネシア	触媒	86		-86
4	インドネシア	紡績工場	160		-118
4	カンボジア	亜鉛鉄板	47		0
4	ハンガリー	ファーストフード	122		-115
4	ベトナム	即席麺製造	70		0
5	タイ	滑浄豚飼育	30		-18
5	チェコ	フェロバナジウム	51		-48
5	スロバキア	オリゴ糖	28		-25
5	ペルー	水産加工	59		-59
5	チェコ	セラミック基板	113	382	-495
5	バングラデシュ	繊維	10		0
5	ハンガリー	オフィスビル	481		194
6	メキシコ	工業用センサー	32		-32
6	ポーランド	流通センター	100		129
6	ポーランド	椎茸栽培	79		-79
6	ロシア	オフィスビル	269		-114
6	ポーランド	ボイラーハウス	3	58	-61
6	ポーランド	電力用半導体製造	222		-220
6	ベトナム	ビジネスコート	32		-21
6	サウジアラビア	医薬品製造	332		-106
6	ウズベキスタン	絹紡績	42		-36
7	フィリピン	スーパードテクノパーク	241		0
7	フィリピン	電炉丸棒	313		-313
8	沿岸諸国	産業投資	1,000		-188
9	中国	りんご果汁製造	64	260	0
9	サウジアラビア	繊維加工	17		-3
10	ラオス	刺繍事業	-	12	-12
11	韓国	フッ素樹脂加工	48	100	-17
11	タイ	製糖	88		-2
11	フィリピン	グリセリン誘導体	31		-15
11	中国	深センテクノセンター	14		4
12	コロンビア	インフラリース	48		4
12	インド	自動車部品製造	2		-
12	中国	上海液晶製造	46		-46

注記: 2001年9月時点

出所: 国際協力機構提出資料

清算第5期事務報告書

自平成17年4月1日

至平成18年3月31日

株式会社日本国際協力機構

1. 清算事務報告

当社は平成14年3月20日開催の臨時株主総会において解散が決議され、同年3月31日までを清算第1期とし、それ以降毎年度決算を行ってきました。当期は清算第5期にあたります。清算第5期は下記の通り清算事務を推進いたしました。

(1) 海外プロジェクトに関する処理

期初において損害賠償請求を受けているタイ案件を除き全ての案件の処理は完了しております。タイ案件につきましては下記5. タイ・ハイテクスクウェア事業の件をご参照願います。

(2) その他の事項

派遣職員を含めた常勤役員数は、期初期末とも合計3名（清算人1名、監査役1名、派遣職員1名）で変更はありませんでした。

2. 株主総会に関する事項

平成17年6月15日に清算第4回株主総会が経団連会館9Fにて開催され、清算第4期貸借対照表（平成17年3月31日現在）及び清算第4期事務報告書（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）承認の件などの議案がすべて原案通り承認可決されました。

3. 株主に関する事項

合併による名義書換が1件あり、当期末の株主数は前期末に比べ1社減少し、123社となっております。

4. 登記事項

特に該当はありません。

5. タイ・ハイテクスクウェア事業の件および今後の方針

本事業については、当社は平成13年3月に施主であるチュラロンコン大学（チュラ大）より、当社がチュラ大宛差し入れている工事完成保証に基づきプロジェクト未完成に係る損害賠償金として、総額490.5百万バーツ（14.9億円）の請求を受けました。これに対し当社は、本保証状はすでに失効している等を理由に支払い義務はない旨返答しております。

一方、本プロジェクトの現地プロジェクト会社である Siam Techno City Co, Ltd. (STC) は平成14年9月16日にバンコクの裁判所に自己破産を申し立て、直ちに破産管財人が任命されました。その後平成15年2月28日を期限として債権登録の告示がなされ、同年3月12日に債権届に基づき第一回債権者集会が開催され、チュラ大が567.6百万バーツ（17.2億円）の債権登録を行なっていることが判明いたしました（破産裁判所が届出債権の一部でも認定しそれがファイナルとなった場合は、チュラ大は工事完成保証に基づき当社に支払いを求めてくる可能性があります）。これを受けSTCはチュラ大の請求に根拠がないことを主張してまいりましたが、平成15年8月破産管財人は、STCに分配すべき残余財産がないことが判明したため破産手続きを中断する、との方針を打ち出しました。

これに対し、STC/当社は破産裁判所に対しチュラ大の債権額の確定作業を完了するよう要望した結果、平成16年2月に裁判所は管財人に対し当面作業を継続するようとの指示を出しました。その後中々作業結果が公表されませんでしたので、当社/STCより度々照会や催促を行なった結果、昨年（平成17年）4月にチュラ大の債権登録額の3割、169.8百万バーツ（5.1億円相当）を債権額として認める（同時にJAIDOの工事完成保証状も有効である）との破産裁判所の判断が出されました。

この判断に対しSTC/当社は6月に上級裁判所である最高裁判所に対し全面的に不服の申し立てを行いました。他方、チュラ大は一切不服申し立てや反訴を提起しませんでしたので、当社の債務額が169.8百万バーツを超えることはないことになりました。

上記の情勢の進展を踏まえ、8月に入り当社はチュラ大に対し和解を提案したところ、先方も和解交渉に応じることに同意し、現在も交渉を続けております。交渉につきましてはかなりの進展がありましたが、まだ和解契約書に署名するには到っておりません。チュラ大側が法務・司法局（Office of Attorney General）の指導を得つつ交渉を進めている関係上、今後のスケジュールについて具体的な見通しを立てにくいところですが、遅くとも本年中には決着させたいと考えております。

和解交渉が成立の際には和解金の支払い義務が発生しますが、現在なお不確定性を残

しており、また公式にはタイ最高裁判所に対し全面的な不服の申し立てを行なっておりませんので、当期末の清算貸借対照表上は従来の取り扱いを継続し、特に債務の引当てを計上しておりませんので、この点ご留意をお願い申し上げます。

6. 当期中の収支計算

(1) 清算費用等控除後損益

① 決算調整前損益

費用・利益		収 益	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
	千円		千円
家 賃	4,926	利 息 収 入	739
役 員 報 酬	25,294		
福 利 厚 生 費	2,329		
調 査 費 ・ 会 議 費	180		
支 払 報 酬	7,485		
交 通 費 ・ 通 勤 交 通 費	660		
保 險 料	50		
諸 会 費 ・ 研 修 費	100		
通 信 費 ・ 運 賃	425		
業 務 委 託 費	4,352		
支 払 手 数 料	217		
備 品 ・ 事 務 消 耗 費 ・ 新 聞 図 書 費	443		
水 道 光 熱 費	192		
修 繕 費	248		
雑 費	194		
税 金	1,213		
(当期費用合計)	48,308		
未 払 費 用	▲ 48,308		
決 算 調 整 前 剰 余 金 増 減 額	739		
合 計	739	合 計	739